

「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」のあり方について

## 1 ガイドラインの経過等

平成 27 年 9 月に、土地に架台等で自立設置する、いわゆる野立ての太陽光発電施設の設置に関して、設置者が 50kW 以上の設備を設置する場合に、隣接住民や区長等に事前説明会等を実施し、事業内容を周知する中で隣接住民などから出された要望・意見に対して適切に対応し、設置者・隣接住民双方による協議の下、太陽光発電施設の設置が円滑に進められることを目的として本ガイドラインを策定した。

平成 29 年 7 月には、設置が適当でないエリアや「災害防止・森林機能保全」区域に 20kW 以上の設備を設置する場合の届出を盛り込む改定を行っている。

本ガイドラインでは、設置者の申請を許可する制度ではなく、設置に当たっては、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を遵守し、関係法令等の手続きを行い設置することを促している。

一方、太陽光発電施設にかかる、環境への影響や景観上の問題など施設建設に対する隣接住民からの相談が増えてきており、他の自治体では条例により、設置者に対して住民への説明を義務付けたり、市への届出の前に市との事前協議を求めるなど規制強化を図る動きもある。

## 2 ガイドラインの概要 別紙 1-1、1-2 参照

## 3 届出状況 57 件（R2.1.31 現在）

年度	件数	敷地面積 (㎡)	発電容量 (kW)	備考
H27	5	40,892.02	3,043.00	H27.9.1～ガイドライン施行
H28	17	140,989.00	9,398.40	
H29	12	82,752.38	4,622.96	H29.8.1～ガイドライン改定
H30	7	19,032.54	880.00	
R1	16	34,560.89	1,673.70	
合計	57	318,226.83	19,618.06	

## 4 県下 19 市の独自条例制定状況

○太陽光発電施設の設置にかかる条例を制定しているのは、1 市（上田市：R1.7.1 策定）のみ。

○多くの市は、景観条例やガイドラインにより設置に関する遵守事項を定めている。

### 【上田市の主な規定】

- ・抑制区域の設定
- ・事業区域の面積 1,000 ㎡以上かつ発電出力 50kW 以上が対象
- ・地域住民等に対する説明会の開催
- ・協定書の締結（事業に関する協定を市長と締結）

※茅野市、東御市が策定予定